

岡山県真庭市

真庭暮らし サポート ブックレット

補助金・サービス情報

～移住・定住者向け～

令和6年(2024年)4月現在

住む P1-2 | 交通・スポーツ・文化P2
こども・子育て・教育P3-6
障がい・健康P7-8 | 働くP9-10

事業名		内容等	料金、補助金等	担当課
住宅関係 補助金・助成金等	空き家活用定住促進補助金(取得・改修)	【対象】3年以上市外に居住し定住意思をもって転入する人で転入後3年を経過しない人(配偶者・扶養加算あり) 【内容】空き家購入・購入に伴う改修・土地購入・諸経費等 ※購入に伴う改修の際に、耐震診断や耐震改修を併せて実施する場合は、別途補助制度あり	上限80万円(取得費の1/3) 上限80万円(改修費の1/3) 上限20万円(真庭産材活用加算)	まちづくり推進課 0867-42-7781
	空き家家財道具等撤去補助金	【対象】情報バンクに登録された物件、又は真庭市認定空き家の所有者、又は利用者 【内容】家財道具等の処分費、片付業者への委託料、家電リサイクル等法定費用等	上限20万円(処分に係った経費の3/4)	
	新婚さんバックアップ事業補助金	【対象】次の全てを満たす新婚世帯 ①令和5年7月1日から令和7年3月15日までに婚姻届受理 ②夫婦ともに50歳未満 ③申請日及び交付日において真庭市に住民票を有すること。 ④夫婦の令和5年分の所得合計が550万円未満 ⑤真庭市税の滞納がないこと。 【内容】令和5年7月1日以降に支払いをした、新規住宅取得費、新規住宅賃貸費、結婚に伴う引っ越し費(業者に払ったもの)、自宅改修費 ※新築及び購入に限り令和7年3月31日までの間に結婚5年以内の世帯を含む。	上限100万円(新規住宅取得) 上限30万円(賃貸・引越費) ※賃貸に係る経費は2年目以降上限20万円とし、初年度を含む3か年度まで補助 ※自宅改修費については上限30万円 ※新規住宅取得及び賃貸費の併用可能	地域みらい創生課 0867-42-1179
	簡易給水施設補助金	【対象】市が管理する水道施設給水区域外に住所を有する者とし、実際に居住している方 【内容】井戸新設、水質改善機器設置、既存施設の修理等	上限75万円(対象戸数1戸当たり補助率1/2) ※対象戸数が2戸以上の場合、補助率が異なる	上下水道課 0867-42-1108
	浄化槽設置整備事業	【対象】公共下水道などの整備計画がない区域又は整備計画区域で工事実施が決定していない区域に居住する者 【内容】新設する浄化槽設置工事費の一部補助	660千円～828千円(5人槽) 760千円～912千円(7人槽) ※いずれも区域及び単独槽、くみ取り槽からの転換などにより異なる。	
	真庭市木材活用促進支援事業補助金	【対象】市内に一戸建て木造住宅を新築する建築主のうち、次の全てを満たす者 ①市内に住所を有し、自ら居住するために市内に一戸建て木造住宅を新築する者又は市外に住所を有し、自ら居住するために市内に一戸建て木造住宅を新築した後、速やかに本市に住民登録する者 ②住宅完成後10年が経過するまでは市内に住所を有し、かつ、当該住宅の所有権を第三者へ移転しないことを確約する者 ③真庭市税の滞納がないこと。 【内容】市内に一戸建て延床面積80平方メートル以上の木造住宅を新築する者で真庭産材(市内の製材所で製材した乾燥材)等を8立方メートル以上使用する場合に補助金を交付 ※上記に定める要件を満たし、省エネ性能表示(BELS)評価書において「外皮性能に関する表示」としてUA値の記載及び「ZEH」に関する表示として「ZEH」又は「nearly ZEH」の記載がある場合については補助金の上乗せを行う。	1戸当たり60万円(新築) ※「ZEH」の要件を満たす住宅については30万円の補助金の上乗せを行う。	林業・バイオマス産業課 0867-42-5022
	木材活用リノベーション等事業補助金	【対象】市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店、支店又は営業所その他これに類するものを有し、かつ、現に補助事業に係る建築業等を営んでいる法人で、市税を滞納していない者 ※市と建築物木材利用促進協定を締結している者にあつては、市外に建築事業所等を有する個人事業主又は法人も対象とする。 【内容】市内立地建築物(家屋、外構部)に市内製材所で製材した真庭産材等の購入費、加工費、運搬費に対し補助金を交付 ※建築物木材利用促進協定を締結している者が施主の場合は、市外の建築物を対象とすることができる。	上限30万円(真庭産材購入費10万円以上に対し1/2以内) ※市内の事業所が市と建築物木材利用促進協定を締結している場合は上限を50万円	
	木質バイオマス利用開発推進事業補助金	【対象】市内に住所を有する個人又は事業者若しくは真庭市に住民登録を行うことを確約する個人又は年度内に市内で事業を開始することを確約する事業者 【内容】市内の住宅や事業所等で、ペレットや薪等を燃料とするストーブや事業用ボイラを購入し、設置工事を行う場合(自前工事は対象外、また1つの建物につき補助金の申請は1回限り)	上限13万円(ストーブ。事業費の1/3以内) ※PR効果が高い施設のストーブについては、1/2以内で20万円) 上限70万円(事業用ボイラ。事業費の1/3以内。	
	ゼロカーボンシティまにわ促進補助金	【対象】真庭市内に住所を有し、市税の滞納がない者 【内容】下記の機器を導入する費用を補助する。 ①太陽光発電設備 ②高効率給湯器 ③次世代自動車(EV(普通自動車、小型・軽自動車、普通貨物・小型貨物、軽貨物)、PHEV、FCV)	①補助率1/2、上限15万円 ②補助率1/2、上限5万円 ③補助率1/2、上限30万円 ※③については一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するグリーンエネルギー自動車購入促進対策費補助金の1/2	地域エネルギー政策課 0867-42-5055

事業名		内容等	料金、補助金等	担当課	住 宅 関 係
住宅関係	サービス	おためし住宅 【対象】真庭暮らしを身近に体験したい人(単身～世帯) 【利用期間】1か月以上1年未満 北房：集合住宅1棟(単身向け) 湯原：戸建て1棟 中和：集合住宅2棟(単身向け)	北房：20,000円～/月 湯原：20,000円～/月 中和：20,000円～/月	地域みらい創生課 0867-42-1179	
		市営住宅 【公営住宅】北房4か所、久世3か所、勝山5か所、湯原1か所、美甘2か所、中和2か所、八束1か所 【特定住宅】勝山2か所、美甘3か所、中和1か所 【若者住宅】湯原2か所 【単独住宅】落合1か所、勝山1か所	公営住宅：住宅や所得によって異なる 15千円～45千円(特定住宅) 25千円(若者住宅) 15,700～48千円(単独住宅)	まちづくり推進課 0867-42-7781	
		空き家情報バンク 個人が所有する、現に居住していない市内の住宅(空き家)について、賃貸・売買したい人と、移住を希望し空き家を求める人との情報のマッチングを図る。 ※マッチングを確約するものではありません。			
		光ネットワークサービス 【高速光ファイバケーブルによる以下のサービスを実施】 ①音声告知放送：行政等からのお知らせ放送 ②ケーブルテレビ：県内地上波7局のほか、サンテレビ、市内ケーブルテレビ番組 ③インターネット：光ファイバを使った高速インターネットが利用可能(別途回線・プロバイダ契約必要) ※告知放送やケーブルテレビ番組は市内情報を得るのに最適 ※②、③の利用には①の設置が必要	【料金】 ①無料 ②加入時負担金:32,000円、月額利用料:1,800円(NHK受信料別) ③加入時負担金：14,000円(別途回線・プロバイダ契約等が必要)	秘書広報課 0867-42-1163 ※加入申し込みは真庭いきいきテレビ 0867-42-7200	

交通・スポーツ・文化

交通	サービス	コミュニティバス 市内の交通空白地域をカバーするため、コミュニティバス『まにわくん♡』を各地区の実情に合わせて運行している。 ※便によって毎日運行していない地域、予約型等もある。 ※(運賃半額)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、おかやま愛カード所有者 ※第1種身体障害者手帳又は療育手帳所有者の介護者は、手帳所有者と同乗する場合一人のみ、同時に同区間利用の場合に限り適用	1回乗車当たり 200円(中学生以上) 100円(小学生)	くらし安全課 0867-42-1017
		チョイソコまにわ 【対象】誰でも利用可能 【内容】乗合オンデマンド交通を勝山・久世・落合(一部地域を除く)で運行している。 【運行時間】月～金曜日 9:00～16:00 【運休日】土日祝、年末年始(12/29～1/3) ※事前に利用者登録を行い、運行区域内に行きたい場所をwebか電話で予約をする。	1回乗車当たり 400円 ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、おかやま愛カード所有者は半額 ※第1種身体障害者手帳又は療育手帳所有者の介護者も、同区間利用の場合半額になる。(お一人のみ)	
		高速バス 各民間バス会社により、岡山、大阪方面の便がある。(日ノ丸自動車、日本交通、中鉄北部バス) ※最新の運行状況等については運行会社にご確認ください。	乗車料金(参考) 往復2,500～2,700円(岡山) 片道4,000～4,600円(大阪)	
		J R 【JR姫新線】駅7か所(勝山3か所、久世1か所、落合3か所) ※本数は1～2時間に1本程度		
		岡山空港行乗合タクシー 岡山空港行乗合タクシーが1日4往復運行している。(要予約) 勝田交通 0868-22-1234	片道5,000円	
スポーツ・文化	サービス	図書館 中央、北房、落合、久世、湯原、美甘、蒜山の市内7か所に図書館を設置しており、どの図書館の本でも借りることができる。中央図書館では1か月に1回の映画上映も行われている。		生涯学習課図書館振興室 0867-44-2012
		文化センター(公民館) 文化活動等に利用できる場所を整備している。 ※北房1か所、落合1か所、久世2か所、勝山4か所、湯原1か所、美甘1か所、蒜山1か所 久世エスパスセンターでは年間15回以上のコンサート等を実施 勝山文化往来館ひしおでは、アート展示、体験会等を実施		スポーツ・文化振興課 0867-42-1178
		運動公園(野球場等含む) スポーツ活動、運動等に利用できる公園を整備している。 ※北房1か所、落合1か所、久世3か所、勝山1か所、湯原1か所、美甘1か所、蒜山3か所		
		プール 水泳、水遊び等に利用できるプールを整備している。 ※北房1か所、勝山1か所、湯原1か所、蒜山[津黒]1か所 ※勝山は温水プール、湯原・蒜山[津黒]は温泉プール(夏季のみ)		
		体育館 スポーツ活動、運動等に利用できる体育館を整備している。 ※北房1か所、落合2か所、久世1か所、勝山1か所、蒜山2か所		
		その他 その他のスポーツ等に利用できる施設・設備を整備している。 ①クライミングセンター(湯原) ②乗馬施設(蒜山) ③スキー場(蒜山2か所) ④ゴルフ場(北房、落合2か所) 各種スポーツ少年団が活発に活動し、蒜山マラソンやユニバーサルスポーツ体験会等のスポーツイベントも盛ん。また、蒜山と久世・勝山・落合に自転車道を整備している。		

事業名		内容等	料金、補助金等	担当課
妊娠前から出産	補助金・助成金等	不妊治療 支援事業補助金 【対象】次の全てを満たす夫婦 ①法律上の婚姻をしている(事実婚関係も含む)こと。 ②申請日において夫婦の一方又は両方が真庭市民でありその後1年以上真庭市に住所を有する予定であること。 ③医療機関で不妊症と診断されその治療を受けていること。 ④他市町村から同様の助成を受けていないこと。 【内容】不妊治療費助成	上限20万円(年度内。申請回数 の制限は無し。) ※保険適用の治療については、 令和6年4月1日以降に終了したものを対象とする。	子育て支援課 (はぐくみセンター) 0867-42-1816
	不妊治療 支援事業補助金	【対象】次の全てを満たす夫婦 ①②は同上 ③日本生殖医学会認定専門医で不育症と診断されその治療を受けていること。 ④他市町村から同様の助成を受けていないこと。 【内容】医療保険対象外の不育治療費助成	上限30万円(年度内。申請回数 の制限は無し。)	
	若年がん患者 妊孕性温存治療 支援補助金	【対象】次の全てを満たす方 ①妊孕性温存治療開始日及び凍結保存更新日において、真庭市に住所を有する年齢が43歳未満であること。 ②がん治療により生殖機能が低下又は失う恐れがあると医師に診断されていること。 ③岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業、真庭市不妊治療及び不育治療支援事業に基づく助成を治療開始日において受けていないこと。 ④他の自治体を実施する妊孕性温存治療支援事業による助成を受けていないこと。 ⑤指定医療機関において治療を受けていること。 【内容】医療保険対象外の妊孕性温存治療費及び凍結保存更新料	【妊孕性温存治療】 5～25万円まで(男性) 40万円まで(女性) ※一人1回限り 【凍結保存更新】 年間3万円まで	健康推進課 0867-42-1050
	出産・子育て 応援はぐくみ 給付金事業	【給付金の対象】妊娠届出時と出産後 【面談の対象】妊娠時・妊娠8か月・出産後(安心して妊娠から子育て期まで過ごしていただけるよう相談に応じる。)	5万円(妊婦1人につき) 5万円(子ども1人につき)	
	低所得妊婦 初回産科受診 料助成事業	【対象】妊娠判定のため医療機関受診した方で、真庭市に住民登録している市民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する方 【内容】妊娠判定の受診料一部助成	上限1万円(1回当たり。年度 内に2回まで)	子育て支援課 (はぐくみセンター) 0867-42-1816
サービス	妊婦一般 健康診査 (妊婦健康診査)	【内容】医療機関等で妊娠中に14回、健康診査を受診可能(償還制度あり)	無料	
	妊婦・パートナー 歯科健康 診査	【内容】市内歯科医院で妊娠中に1回、妊婦及びパートナーが健康診査を受診可能	無料	福祉課 0867-42-1581
	産婦健康診査	【対象】産後、2週間、1か月など、出産後間もない時期の産婦 【内容】身体の回復状況を確認する健康診査。医療機関等で2回受診可能(償還制度あり)	無料	
	ほっと パーキング おかやま	【内容】障がいのある人や高齢により歩行が困難な人、妊産婦(妊娠7か月から産後1年)等が、利用証を持つことで、身体障がい者等用駐車スペースを優先利用	無料	こそだて支援課 (はぐくみセンター) 0867-42-1816
	ももっこアプリ	【内容】妊娠中の方及び18歳までの子育て家庭が、アプリを提示することにより買い物や娯楽施設等で割引や特典が受けられる。	割引特典等については岡山 県ホームページ参照	
	母子健康 手帳交付	【内容】妊娠届出者に親子(母子)健康手帳を交付する。あわせて、妊婦指導・相談や、子育てガイドブック「はぐくみ」を配布しサービス説明を行う。	無料	子育て支援課 (はぐくみセンター) 0867-42-1816
	妊婦・産婦相談、 訪問	【内容】妊娠中、出産後など必要な方に相談・訪問を実施する。	無料	
	妊産婦ケア事業	【内容】「はぐくみサポーター」による育児・家事支援、産後の心身のケアや授乳指導、育児相談が受けられる「産後ケア(宿泊型・日帰り型)」、「ママと赤ちゃんのおっぱい相談(訪問型)」により、妊産婦の不安軽減を図る。	世帯の課税状況に応じて自己負担あり	
	子育て オンライン 相談	【内容】妊娠・出産・子育てに関する相談をLINEを活用して実施。子育て情報の配信も行う。妊娠を希望する方から子育て中の方とその家族を対象とする。	無料	

事業名		内容等	料金、補助金等	担当課
乳幼児期から中学生	補助金・助成金等	【対象】真庭市に住所を有し、健康保険に加入している0～18歳までの者 【内容】保険診療の範囲内で自己負担部分を無料とする。（県外医療機関の場合は窓口で一度負担する必要あり）	保険診療の範囲内で自己負担部分	市民課 0867-42-1112
	出産育児一時金	【内容】国保の被保険者が出産したときに、一時金を支給（妊娠12週以降であれば流産等でも支給）	50万円 （産科医療補償制度加入の分娩機関で出産した場合。それ以外の出産は48万8千円）	
	児童手当	【内容】0歳から中学校終了までのお子さんを養育している方に手当が支給される。	【月額】 15千円（3歳未満） 10千円（3歳から小学校修了前まで第一子・第二子） 15千円（第三子以降） 10千円（中学校） ※所得制限を超える場合一律5千円	子育て支援課 0867-42-1054
	児童扶養手当	【内容】離婚・未婚・死亡・遺棄などの理由で、父又は母と生計を同じくしていない児童や、父又は母が政令で定める程度の障がいのある児童に対して手当が支給される。	【月額】児童1人の場合 45,500円（全部支給 第2子の場合10,750円、第3子以降の場合は1人につき6,450円加算） 45,490円～10,740円（一部支給）	
	サービス	【内容】妊娠・出産・子育てに関する相談にワンストップで対応する。必要なサービスも紹介し、安心して育児ができるようサポートする。	無料	子育て支援課 （はぐくみセンター） 0867-42-1816
	“里山まにわ”からの贈りもの事業	【内容】赤ちゃんの誕生を市をあげて祝うとともに、豊かな感性や自然を大切にすることを育み、まにわの財産である森や木への関心を広め、後世に伝えていくことを目的として、新生児に木のおもちゃをプレゼントする。	無料	福祉課 0867-42-1581
	ブックスタート事業	【内容】産後の家庭に地域の愛育委員が絵本を持って訪問し、プレゼントする。	無料	健康推進課 0867-42-1050
	こんにちは赤ちゃん事業	【内容】保健師や助産師が訪問して、赤ちゃんの体重測定や母子の健康状態の確認、健康診査の案内、予防接種の説明や育児についての相談に応じている。	無料	子育て支援課 （はぐくみセンター） 0867-42-1816
	育児相談	【内容】小学校入学前までのお子さんを対象に、保健師や栄養士が育児についての相談に応じている。 ※市内各地域8か所で実施	無料	
	乳児一般健康診査	【内容】医療機関で1歳までに2回、健康診査を受けることができる。（償還制度あり）	無料	
	乳幼児健康診査	【内容】子どもの健康等を確認して頂くため、発育の節目の時期 （乳児期2回、1歳6か月、2歳、3歳） に集団健診を行っている。	無料	
	小児救急電話相談事業	【内容】休日・夜間の急な子どもの病気にどう対応したらよいかわ判断に迷った時に、医師又は看護師への電話による相談ができる。 （＃8000又は086-801-0018）		岡山県
	離乳食教室	【内容】栄養士による離乳食の話、調理のデモンストレーションを行っている。概ね4～6か月児の保護者を対象に年6回、概ね6～11か月児の保護者を対象に年4回開催 （要予約）	無料	健康推進課 0867-42-1050 こそだて支援課 （はぐくみセンター） 0867-42-1816
	つどいの広場	【内容】子育て支援や親子が交流できる場として、主に未就学児と保護者を対象に育児相談や遊びの広場、絵本の読み聞かせ等を行っている。 ※北房・落合・久世・勝山・湯原・中和に1か所ずつ設置		こそだて支援課 （はぐくみセンター） 0867-42-1816
	すこやか相談	【内容】子育ての戸惑いや不安、悩み、発達についての心配等、子育てについて臨床心理士に相談ができる。 （要予約）	無料	子育て支援課 （はぐくみセンター） 0867-42-1816
	発達発育支援センター	【内容】発達や発育、集団生活での適応など社会生活の中での困りを持つ方の「相談・通所・家族支援」を中心に、幼児期から成人期までの一貫した支援を総合的に受けることができる。	無料	福祉課発達発育支援センター 0867-42-1080
	発達相談	【内容】対人面の苦しさ、集団生活の困りなど発達に関して、発達支援コーディネーターや臨床心理士に相談ができる。	無料	

事業名		内容等	料金、補助金等	担当課	
		ことばの相談 【内容】「ことば」について発語や発音等、言語聴覚士に相談ができる。 (要予約)	無料		
乳幼児期から中学生	サービス	通所支援 (わくわくステップ親子教室)	【内容】発達支援が必要な幼児が親子で参加する教室 (療育・親子教室)	無料	福祉課発達育 支援センター 0867-42-1080
		家族支援	【内容】発達や育児についての困りを持つ保護者を対象に、子育てのヒントや「ほめるコツ」などを知る子育て応援プログラムの提供や家族会・ペアレントメンターさんなどの紹介を受けることができる。	無料	
	幼稚園	【内容】保育時間 8:30～13:30 久世1か所	【一月当たり保育料等】 0～4,400円(給食費) ※給食費には主食費と副食費が含まれ、税額等により免除になる場合あり(以下同じ)	子育て支援課 0867-42-1054	
	保育園 こども園	【保育時間】 保育園・こども園保育園部7:30～18:30(延長30分可200円/日) こども園幼稚園部8:30～13:30 【保育園】 久世3か所、勝山2か所、中和1か所 【こども園】 北房1か所、落合5か所、久世2か所、勝山1か所、美甘1か所、湯原1か所、八束1か所、川上1か所	【一月当たり保育料等】 保育園、こども園保育園部 0～53千円(0～2歳保育料) 0～4,900円(3～5歳給食費) こども園幼稚園部 0～4,400円(給食費)		
	寄り添う保育 サービス推進 事業	【内容】子育てに関する施設等の利用者支援や保育等に関する情報を一元的に管理し、個別ニーズを把握、情報提供・相談を行うために保育コンシェルジュ (利用者支援員) を配置している。			
	病児保育 事業	【内容】保護者の就労等により子どもが病気の際に自宅で保育が困難な場合に、医療機関等において一時的に保育する。市内2か所 (久世:みんなのクリニック内)(勝山:勝山病院 実施施設) ・利用登録：利用には事前登録が必要だが、当日登録も可能 ・勝山を利用する際には、医師の連絡票の持参が必要 ・利用可能時間：月曜日～土曜日 9:00～17:00	2千円/日(1人につき) ※生活保護世帯の方は無料		
	子育て短期支援 事業	【対象】 ①生活保護世帯の児童 ②母子・父子家庭等で市町村民税非課税世帯に属する児童 ③上記②以外の市町村民税非課税世帯に属する児童 ④母子・父子家庭等で市町村民税課税世帯に属する児童 ⑤上記④以外の市町村民税課税世帯に属する児童 【内容】津山市内の児童養護施設と契約し、保護者の疾病等、やむを得ない理由により家庭において一時的に養育が困難となった家庭に対し、安心して児童を預けることができる場所を提供する。	【1人1日当たり】 無料(①・②) 1,100円(③・④2歳未満) 1,000円(③・④2歳以上) 5,350円(⑤2歳未満) 2,750円(⑤2歳以上)	子育て支援課 (はぐくみセン ター) 0867-42-1816	
小・中学生	補助金・助成金等	予防接種 (子どものインフルエンザ)	【内容】真庭市独自で1歳～中学3年生までの子どもを対象にインフルエンザ予防接種費用の一部を助成する。市内・新庄村の医療機関で接種できる。	助成額1,621円(自己負担額2,000円)	健康推進課 0867-42-1050
		中学生ピロリ 検診及び 除菌助成事業	【内容】中学2年生の希望者を対象に胃がんの主原因とされるヘリコバクター・ピロリ (ピロリ菌) の感染検査を行い、あわせて、陽性者のピロリ菌除去の治療費を助成する。一部自己負担あり。	無料(尿中ピロリ抗体検査) 【自己負担分】 500円(陽性者への尿素呼気 試験(確認試験)) 1,500円(尿素呼気試験(除 菌判定)) 2千円(除菌治療)	
	就学援助 制度	【内容】経済的な理由により就学が困難な児童生徒に対して、学用品費の一部、給食費等を援助している。		教育総務課 0867-42-1085	
	特別支援 教育就学 奨励費制度	【内容】小・中学校の特別支援学級等に就学している児童生徒の保護者又は学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、保護者の収入に応じて学用品通学用品購入費や給食費などを援助する。			
	遺児激励金	【内容】遺児 (保護者と死別した義務教育修了前の児童) の健全な育成と福祉の増進を図る目的として、遺児激励金を支給する。	1万円(入学激励金・卒業激励金・保護者死亡見舞金各1人につき)	こそだて支援課 (はぐくみセン ター) 0867-42-1816	
	ひとり親家 庭等医療費 給付制度	【内容】ひとり親家庭の医療費の自己負担を1割とする(世帯の所得に応じて1か月の自己負担上限額を設定)	1割(自己負担。子が高校生まで対象)	市民課 0867-42-1112	

事業名		内容等	料金、補助金等	担当課
		ひとり親家庭の自立支援制度 【内容】ひとり親家庭の母や父及び児童、父母のいない児童等に対しその経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて、扶養している児童の福祉を図るため、様々な資金の貸付けを行っている。		こそだて支援課 (はぐくみセンター) 0867-42-1816
小・中学生	サービス	予防接種(定期) 【内容】定期予防接種は自己負担なしで、県内の医療機関で接種できる。(償還制度あり)	無料	健康推進課 0867-42-1050
		学校力向上事業 【内容】全ての小中学校で心理検査を実施し、生徒指導の改善に取り組む。あわせて、補充学習やスクールサポーター等のセーフティネットを確立している。		学校教育課 0867-42-1087
		ICT環境推進事業 【内容】無線LANや教師用タブレット端末を整備し、魅力ある授業づくり、校務の情報化を進め、情報の共有と活用により、教育の質向上を図っている。		
		放課後児童クラブ 【内容】小学校に就学している子どもであって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合、放課後や長期休暇中等に生活できる場所を提供している。 ※北房1か所・落合6か所・久世4か所・勝山3か所・湯原1か所・八束1か所、川上1か所		子育て支援課 0867-42-1054
		いのちふれあい事業 【内容】愛育委員、栄養委員と連携し、中学生・高校生を対象に乳幼児やその保護者と触れ合う機会を設けることで、命の尊さ、性について考えるきっかけをつくる。	無料	健康推進課 0867-42-1050 子育て支援課 (はぐくみセンター) 0867-42-1816
		スクールバス 【内容】学区内で居住地から学校までの距離が遠い児童生徒に対して、規則で定める範囲でスクールバスを運行している。		学校教育課 0867-42-1087
	その他	芸術アウトリーチ事業 【対象】小学生、中学生 【内容】文化芸術の体験授業を行う。 ・鑑賞型：環境の整ったホール等でプロの生の演奏を鑑賞する。 ・派遣型体験事業：芸術家を学校に派遣し体験授業を行う。	原則無料	スポーツ・文化振興課 0867-42-1178
高校生	補助金・助成金等	奨学金制度 【内容】経済的理由により就学が困難な高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院等に進学、又は在学する学生等で、保護者が真庭市内に居住している方を対象に奨学金の貸付けを行っている。	2万円以内(月額 高等学校・高等専門学校(1～3学年)) 3万円以内(大学・短期大学・高等専門学校(4～5学年)等)	教育総務課 0867-42-1085
		奨学金返還金減免制度 【内容】真庭市奨学金の奨学生が学校卒業後に真庭に居住し、条件を満たした場合、返還金を減免	減免額：最大1/2	
		高校生市内通学補助事業 【内容】市内在住の高校生が市内高校への通学のためにコミュニティバス「まにわくん♡」を乗り継ぎ利用する場合、乗り継ぎ運賃を免除	減免額：乗り継ぎに要する運賃 ※片道ずつ適用	
		奨学金制度 【内容】看護師及び准看護師を養成する施設に在学し、将来において真庭市内の医療機関及び福祉施設に看護師等として就職する意思のある方に奨学金を貸し付けている。条件に合致する場合は返還金について猶予・免除の制度がある。	5万円/月 貸付けを受けた期間と同年、市内医療機関等に勤務した場合、全額免除	健康推進課 0867-42-1050

事業名		内容等	料金、補助金等	担当課	
難病・障がい児・者	補助金・助成金等	心身障害者医療費給付制度	【内容】重度の障がいがある方の医療費の自己負担を1割とする。 (世帯の所得に応じて1か月の自己負担上限額を設定)	1割(自己負担)	市民課 0867-42-1112
		障害者通所授産施設等通所奨励事業	【内容】在宅の心身障がいのある人で授産施設及び小規模作業所に通所する人に対し、奨励金を支給する。	4千円上限/月(200円/日)	
		重度心身障害者タクシー利用助成	【内容】重度心身障がいのある人がタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成する。	3千円/月	
		特定疾患等医療 附帯療養交通費助成	【内容】月4回以上通院する特定疾患・指定難病患者へ交通費の一部を助成する。	1千円～7千円/月	
		自動車改造費の助成	【内容】障がいのある人が車を所有し運転するために必要な自動車改造費用を助成する。	10万円上限 (改造費用の2/3)	
		自動車運転免許の取得費助成	【内容】障がいのある人が自動車運転免許を取得する費用を助成する。	10万円上限 (免許取得費用の2/3)	
		福祉車両購入費助成	【内容】身体障がいのある人や介護者の人が福祉車両を購入する場合に助成する。	10万円上限 (福祉車両購入価格と通常車両販売価格との差額の1/2)	
		人工透析患者通院交通費助成	【内容】人工透析療法を受けるため通院された人を対象に、通院に係る交通費の一部を助成する。	1千円～7千円/月	
		療育訓練通所交通費助成	【内容】療育訓練に通所(片道20km以上)されている方を対象に、通所に係る交通費の一部を助成する。	3,500円 (2回以上4回未満) 7千円 (4回以上)	
		心身障害児・者及び精神障害者通所授産施設等通所交通費助成	【内容】授産施設等に1か月の開所日のうち半数以上通所された人を対象に、通所に係る交通費の一部を助成する。	1千円～7千円/月	
		盲導犬飼育費助成	【内容】盲導犬を利用する視覚障害のある人に、飼育に必要な経費の一部を助成する。	6千円/月	
		難聴児補聴器購入費等助成	【内容】身体障害者手帳の対象とならない軽度、中等度の難聴のある18歳未満の人を対象に、新たに補聴器を購入する経費又は耐用年数経過後に補聴器を更新する経費の一部を助成する。	新規又は更新の補聴器購入費と基準価格を比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額	
		意思疎通支援者養成支援事業	【内容】聴覚障がい者等の意思伝達をサポートする意思疎通支援者(手話通訳者・要約筆記者)を養成するための専門的な研修の受講や資格取得のための試験受講に必要な費用の一部を助成する。	かかった教材費・受講料・テキスト代、交通費の1/2の額。ただし交通費のみ3,100円/日を上限とする。	
	サービス	福祉移送サービス	【内容】1人でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な人を対象に、登録制の移送サービスを実施している。	1,200円/年 (登録料) 250円 (利用料15分当たり)	

事業名		内容等	料金、補助金等	担当課
健康・福祉	補助金・助成金等	各種検診	【対象】結核・肺がん検診、肺がん喀痰検査、大腸がん検診、胃がんABC検診、胃がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検査、骨粗しょう症検診 【内容】集団及び個別で、各種検診を実施し、費用の一部を助成する。	検診料金の約7割を助成（自己負担額約3割）
		高齢者新型コロナウイルス	【内容】接種日に65歳以上の方、60～65歳未満で一定の障害のある方に対し高齢者新型コロナウイルス予防接種費用の一部を助成する。	自己負担額は未定（令和6年4月時点） 令和6年9月以降、真庭市ホームページにてお知らせします。
		高齢者インフルエンザ	【内容】接種日に65歳以上の方、60～65歳未満で一定の障害のある方に対し高齢者インフルエンザ予防接種費用の一部を助成する。	助成額2,947円（自己負担額1,300円）
		高齢者肺炎球菌予防接種助成	【内容】事業実施年度において65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方・100歳以上の方、60～65歳未満で一定の障害のある方で、一回も接種していない方に対し、高齢者肺炎球菌予防接種費用の一部を助成する。	助成額3,443円（自己負担額4,840円）
		風しん予防接種費用助成	【内容】風しん抗体価の低い方で、妊娠希望の女性とその配偶者・同居者、風しん抗体価の低い妊婦の配偶者・同居者に対し、風しん予防接種費用を助成する。	助成額6,644円（自己負担額風しん：無料、MRワクチン：3,564円）
	在宅介護手当支給事業	在宅介護手当支給事業	【対象】要介護4、5と認定され、その認定日から引き続き6か月以上経過している方を、在宅で毎月所定の日数介護している方（被介護者、介護者共に市内に住所を有する方） 【内容】介護手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図る。	1万円/月（10月と4月の2回に分けて支給）
		介護用品支給事業	【対象】 介護者要件及び被介護者要件をそれぞれ1つずつ満たしており在宅で介護をしている方が対象 【介護者要件】市内に住所を有し、在宅で介護をしている次のいずれかに該当する人 ①市民税非課税世帯の方 ②市民税課税世帯に属し、その世帯の最も納税額の高い方の前年度における市民税所得割額が12万円を超えない方 【被介護者要件】市内に住所を有し、市民税非課税世帯で次のいずれかに該当する人 ①要介護3の認定を受け、介護認定資料の調査票の排尿又は排便の項目に介助又は見守り等に該当 ②要介護度4・5の認定を受けている方 【内容】在宅で重度の介護を必要としている方（被介護者）を介護している介護者に対し介護のために直接必要とする介護用品（紙おむつなど）を支給します。6月と11月を基準に年2回支給され、毎回申請が必要	【介護者要件①の場合】 7万円/年（物品支給 7月と12月の2回に分けて支給） 【介護者要件②の場合】 35千円/年（物品支給 7月と12月の2回に分けて支給）
		総合相談支援事業	【内容】真庭市地域包括支援センター及び北房・落合・久世・勝山・美甘・湯原・蒜山の各地域支援センターにおいて、高齢者の相談を総合的に受けつける。	
	サービス	家族介護者交流事業	【対象者】市内に住所を有する要介護状態の高齢者等を主として介護している、市内に住所を有する方 【内容】高齢者等を在宅で介護している皆さんを、介護から一時的に解放し、身体的及び精神的な軽減、リフレッシュを目的としている。	1千円（一人当たり1昼食代） ※日帰り旅行の場合
		病院・医院数	【内容】北房2か所、落合8か所、久世8か所、勝山6か所、湯原2か所、蒜山1か所	
	病院	歯科医院数	【内容】北房3か所、落合5か所、久世4か所、勝山2か所、湯原1か所、蒜山2か所	

事業名		内容等	料金、補助金等	担当課
働く 補助金・助成金等	起業支援事業 (補助事業)	【対象】 起業の日に市内に住所を有している方、市内に事務所を設置又は設置を予定している方、市税を完納している方 ※既に事業を営んでいる場合や他の補助金を受けている場合、農業・医療業を営む場合等、一部対象にならない場合あり 【内容】 補助率1/2以内 対象経費は、設備費、原材料費、出張旅費、広告費、委託費等	上限100万円 ※まにわ創業塾で特定創業支援事業証明書を取得した方は上限150万円まで拡大 ※真庭市地域産業振興センターに入居された方は上限200万円まで拡大	産業政策課 0867-42-1033
	「まにわ創業塾」(セミナー開講/受講証明書発行)	【対象】 新たに創業を予定している方、創業の知識を身につけたい方等へ経営・販路開拓・人材育成・財務の観点から有識者を招聘し、4日間講義を行います。 【内容】 時期：1月ごろ(年1回(毎週土曜日の全4日間を予定)) 参加費：無料 ※一定の要件を満たした受講者は、特定創業支援事業証明書を取得可能 ※セミナー等(分野別ミニ創業塾 事業計画書作成研修(岡山県産業振興財団)、岡山イノベーションスクール(中国銀行))を受講した場合も証明書を発行	特定創業支援事業証明書を取得された場合下記の優遇制度があります。 ①起業支援事業に係る補助金限度額を150周年に拡大 ②会社を設立する際の登録免許税の軽減措置 ③日本政策金融公庫新規開業支援金の貸付利率引き下げ ④創業関連保証の特例	
	新規就農研修	【内容】 地域就農オリエンテーション参加者を対象に岡山県が実施する県内で就農を希望する55歳未満を対象とする研修で、農家生活を体験する「農業体験研修」(1か月)とその後本格的な就農に向けた準備を行う「農業実務研修」(2か年以内)の2段階がある。 真庭市ではぶどうとトマトが対象品目となっており、農業実務研修生には年額150万円の交付金に加え、真庭市で研修サポート費用として最大年額30万円を交付	「農業実務研修」期間は年額150万円程度の研修費が県等より支給される。 農業実務研修の対象者には、真庭市独自に最大年額30万円の追加支給を行う。	農業振興課 0867-42-1031
	新規就農者育成総合対策事業 (経営発展支援事業)	【対象】 次世代を担う農業者となることを志向する者 【内容】 就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する。 【国・県制度】 交付を受けるためには以下の要件を満たす必要あり ①市から青年等就農計画の認定を受け(=認定新規就農者)、5年後の自立した農業経営ができる方 ②原則49歳以下で独立・自営就農である方 ③市の「人・農地プラン」に位置付けられている方等 ④前年の世帯所得が600万円以下の方 ⑤国の定める規定を遵守し、必要書類等の作成、提出が可能な方 ⑥機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けることが必要	対象事業費最大1,000万円に対し国最大1/2、県最大1/4分を補助する。(経営開始資金定額交付金受給者については対象事業費最大500万円)	
	新規就農者育成総合対策事業 (経営開始資金)	【内容】 農業を始めて間もない時期に、交付金を交付する。 【国制度】 交付を受けるためには以下の要件を満たす必要あり ①市から青年等就農計画の認定を受け(=認定新規就農者)、5年後の自立した農業経営ができる方 ②原則49歳以下で独立・自営就農である方 ③市の「人・農地プラン」に位置付けられている方等 ④前年の世帯所得が600万円以下の方 ⑤国の定める規定を遵守し、必要書類等の作成、提出が可能な方	上限150万円/年(最長3年間)	
	青年等就農資金	【内容】 青年等就農計画の認定を受け、計画に即して農業経営を開始するための機械・施設等に必要な資金を無利子で貸し付ける。 【国制度】	融資限度額3,700万円(無利子) 融資期間17年以内(うち据置期間5年以内)	
	就農奨励金	【内容】 新たに農業に従事する方で、将来にわたり専業(年間農業従事日数250日以上)として農業経営を続けていく、15歳以上39歳未満の方を対象に奨励金を支給する。	5万円(1回限り)	
	真庭で働く保育士新生活支援事業補助金	【対象】 保育士、幼稚園教諭の資格を取得してから5年以内に真庭市の保育施設等で常勤保育士として就職した方 ※(1日6時間以上、週30時間以上勤務) 【内容】 新生活支援のための助成金を交付	25万円 50万円(就職に伴い真庭市内に新たに住宅(アパートなど)を借り受けた場合)	子育て支援課 0867-42-1054

事業名		内容等	料金、補助金等	担当課
働く サービス	「真庭市ふるさとハローワーク」の利用(無料職業紹介)	【内容】真庭市と岡山労働局が共同設置したハローワーク。専門職員が市内求人情報を紹介している。就職相談、職業相談、求人情報自己検索機器等による求人情報の提供 【利用時間】9:30～17:00(土・日・祝・年末年始は休み)	【問い合わせ先】 真庭市ふるさとハローワーク(真庭市久世2927-2(真庭市役所第2庁舎1階)) TEL0867-53-0220 FAX0867-53-0221	産業政策課 0867-42-1033
	「津山圏域無料職業紹介センター」の利用(無料職業紹介)	【内容】専門相談員が、就職相談やマッチング支援等を行っている。 【利用時間】9:00～17:15(土・日・祝・年末年始は休み) ※利用には、求職登録が必要 ※真庭市内企業の求人情報も紹介 ※毎月第2・4日曜日は9:00～16:00で利用可 ※各相談とも、事前にお問い合わせください。	【問い合わせ先】 津山圏域無料職業紹介センター(津山市山下92-1(津山圏域雇用労働センター内)) TEL0868-24-3633 FAX0868-22-9647	
	「おかやま就職応援センター」の利用(無料職業紹介)	【内容】岡山県の専門コーディネーターが就職相談や就職マッチング支援等を行っている。 【利用時間】9:00～17:15(土・日・祝・年末年始は休み) ※利用には、事前登録(面談等)が必要 ※その他就職支援情報のメール配信サービスを実施(要登録)	【問い合わせ先】 おかやま就職応援センター(岡山市北区内山下2-4-6(岡山県庁労働雇用政策課内)) TEL086-226-7313	
	就活学生登録(学生向け就職支援)	【内容】登録(事前登録・本登録)により、次のサービスが受けられる。 【利用時間】9:00～16:30(土・日・祝・年末年始は休み) ①県北地域企業の会社概要・業務内容等を業種別に紹介した情報誌「つやま広域企業ガイド」を発送(2025年版は185社掲載) ②就職の年から就活情報の提供(企業説明会、就職面接会等の就活イベント情報を定期的に提供(メール・郵送))	【問い合わせ先】 津山広域事務組合(津山市山下92-1(津山圏域雇用労働センター内)) TEL0868-24-3633 FAX0868-22-9647	
その他	真庭なりわい塾	【内容】真庭市中和地区・北房地区をフィールドに実際に「あるく・みる・きく」ことを通じて、これからの生き方、働き方、社会のカたちを考え「暮らしをつくる力」「なりわいを構想する力」、「地域を支える力」を養い、「志を共にする仲間づくり」に取り組む若者を育てる。(年8回、毎月土日に宿泊して講座を受講。3～5月に次年度塾生募集)	2万円(受講料。学生1万円)	地域みらい創生課 0867-42-1179
	真庭起農スクール	【対象】真庭市での移住就農・就業に関心がある方(Uターン者含む) 【内容】移住就農・就業をしてみたいと考える方を真庭市が就農・就業の基礎講座から経営計画まで初期からサポート。都市部での啓発イベントを全3回開催(7月～10月頃) ※現地農場での体験研修もあり ※各種SNS・WEBサイトを作成し、市内農業者のSNS投稿とも連携しながら真庭市内の農業・就農に関する情報を定期的に発信 【受講メリット】 ①年間を通して各種SNS・WEBサイトにより定期的な真庭市内の農業・就農に関する情報が得られる。 ②移住就農した先輩農家の講義や講師のサポートが受けられる。 ③受講者の移住、就農計画や農地の貸借手続きの基礎など、受講後も先輩農家や市、県の担当者によるサポートが受けられる。 ④真庭市農家を訪問、現地での体験も予定しています。	無料(現地までの交通費は実費)	農業振興課 0867-42-1031
	就農相談会	【内容】農業を始めるには?どんな支援があるか?岡山県を中心とした相談会を、県内や東京、大阪で開催する。参加することで「地域就農オリエンテーション」や「新規就農研修」への参加が可能となる。【県主体】岡山県主催の就農相談会に真庭市の就農担当者が参加。真庭市での就農や暮らしについての情報を得ることができます。		
	地域就農オリエンテーション	【対象】新たに県内で農業を始めようとする方 【内容】各地域の農業の紹介、新規就農研修の受け入れ態勢の説明、農家見学、先輩農家等との意見交換等を行う。 【受講メリット】 ①現地見学会で研修先の農家、関係者からの情報を得ることができる。 ②地元精通した関係者のフォローを得ながら、就農に移行することができる。		
	真庭いきいき帰農塾	【対象】農業に興味のある、農業経営を始めたい市民 【内容】白ネギ、ブドウ、花きの各コースで、基礎から応用まで1年間 【受講メリット】 地元精通した関係者のフォローを得ながら、就農に移行することができる。	1千円(参加費)	

真庭市の概要



ACCESS

○自動車 CAR

- ・大阪-久世IC(中国道~米子道)約180km/約140分
- ・広島-久世IC(山陽道~岡山道~米子道)約200km/約150分
- ・岡山-久世IC(山陽道~米子道)約70km/約60分

○バス BUS 中鉄北部バス高速勝山線

- ・岡山駅東口-勝山(JR中国勝山駅)約120分

○電車 TRAIN 岡山駅周辺レンタカーあり約90分

- ・岡山-津山-久世(JR津山線~JR姫新線)約130分
- ・岡山-新見-久世(JR伯備線~JR姫新線)約160分

○飛行機 AIRPLANE

- ・羽田空港-岡山空港 約70分(空港レンタカー約60分)

真庭市キャラクター
まにぞうファミリー



☆移住や定住に関するご相談は☆

真庭市交流定住センター

〒719-3201 岡山県真庭市久世2374-2

TEL:0867-44-1031

真庭交流定住ポータルサイト COCO真庭



QRコードから
アクセス!

発行：真庭市 地域みらい創生課

〒719-3292 岡山県真庭市久世2927-2

TEL:0867-42-1179 FAX:0867-42-1353

※真庭市のすべての補助金・サービス情報は掲載されておりません。ご注意ください。